

< 畑作物共済(大豆)重要事項説明書 >

この説明書は、畑作物共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項です。畑作物共済に加入される際よくご覧願います。また、この説明書でご不明な点や詳細については農業共済組合にお問い合わせください。

1. 農業災害補償制度の機構(任意共済を除く)

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導監督のもとに、農業共済組合、政府の二段階制をとり、危険分散を図るとともに、各々が責任の一部を分担し、安定した事業ができる仕組みとなっています。

2. 剰余金の積み立て

農業共済事業ごとに剰余金が発生した場合は、積立てておき、将来の大きな災害時に備えています。

3. 農業共済組合の引受け

大豆の栽培面積が5 a以上の方が加入できます。

4. 共済責任期間

共済責任期間(引受けに基づいて補償される期間)は発芽期(移植期)から収穫するまでです。(ただし、その地域の通常の時期が原則です。)

5. 加入申込書兼変更届出書の提出

- (1) 組合員は必要事項を記載した加入申込書兼変更届出書を所定の期日までに農業共済組合へ提出することが事業規程で規定されています。
- (2) 記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその内容を農業共済組合へ通知してください。

6. 共済金額

共済責任期間に補償される最高金額をいいます。

基準収穫量×補償割合×1 k g 当たり共済金額

7. 引受方式・補償割合・1kg当たり共済金額の選択

引受方式・補償割合・1 k g 当たり共済金額は、事業規程で定めるうち各々1つを選択できます。

8. 共済金の支払対象となる事故

風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壤湿潤害、地震害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害

9. 共済事故発生時の通知および損害評価

引受けしている大豆に共済事故が発生したときは、遅滞なく農業共済組合に事故発生時の通知をお願いします。その場合、原則として収穫時期に、農林水産省の定める損害認定準則、損害評価要綱等に基づき損害評価を行います。

10. 共済金の支払額

損害評価を行い、農林水産省が定める諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

支払共済金=1 k g 当たり共済金額×共済減収量(※)【半相殺方式・全相殺方式・地域インデックス方式の場合】

共済減収量(※)=(基準収穫量-実収量)-基準収穫量×支払開始損害割合 【半相殺方式・全相殺方式の場合】

共済減収量(※)=(基準単収-当年産の統計単収)×引受面積-基準単収×引受面積×支払開始損害割合 【地域インデックス方式の場合】

11. 共済金額の削減

大災害時で共済金をお支払いする場合は、本重要事項説明書2の積立金を充てます。なお、この積立金がなくなった場合には、共済金の支払額を削減できることが事業規程で規定されています。

12. 損害防止

組合員は、麦の耕作において、通常の管理・損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止・軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の減収量から防止・軽減できた認められる数量を差し引くことがあります。また、必要な措置について農業共済組合からお願いする場合がありますことにご留意願います。

13. 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部又は一部につきお支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害。
- (3) 組合員又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害。
- (4) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害。(その親族が組合員に共済金を取得させる目的があった場合。)
- (5) 組合員が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- (6) 共済事故の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (7) 加入申込書兼変更届出書の提出や、記載内容に変更が生じたときの通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の記載をしたとき。
- (8) 正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅延したとき。
- (9) 植物防疫法に違反した結果生じた損失の額については、共済金の支払い義務がありません。

14. 共済関係の無効

共済関係の成立時点で、組合員又は農業共済組合が共済目的について、共済事故又はその共済事故の原因が既に生じていたことを知っていたときは、この共済事故は無効となります。

15. 第三者に対する権利の取得

損害が第三者の行為によって生じた場合において、農業共済組合が組合員に対して共済金を支払ったときは、農業共済組合はその支払った金額の限度において、その者が第三者に対して有する権利を取得します。

16. その他の重要事項

農業共済組合は、その保有する共済金支払い責任を政府と保険関係を締結して危険の分散を図っていますが、解散せざるをえなくなったとき農業保険法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対応する共済掛金は加入者に払い戻すこととなっていますが、財務状況によっては削減されることがあります。